

(3) 使用水量の推移

年度	総 数			口径別料金 適用のもの	共同住宅扱い	公衆浴場営業	共 用
	水 量	指 数	前年度比				
	m ³		%	m ³	m ³	m ³	m ³
25	1,072,971,393	100.0	0.0	1,053,291,495	17,670,223	2,009,675	0
26	1,063,228,951	99.1	△ 0.9	1,044,149,903	17,182,801	1,896,247	0
27	1,071,259,247	99.8	0.8	1,052,373,657	17,002,842	1,882,748	0
28	1,074,419,160	100.1	0.3	1,055,519,069	17,103,386	1,796,705	0
29	1,081,454,514	100.8	0.7	1,062,410,777	17,310,843	1,732,894	0
30	1,085,703,362	101.2	0.4	1,065,623,945	17,072,756	1,665,559	0
令和元	1,085,488,578	101.2	△ 0.0	1,066,971,098	16,846,365	1,671,115	0
2	1,068,907,521	99.6	△ 1.5	1,050,765,862	16,662,711	1,478,948	0
3	1,058,130,714	98.6	△ 1.0	1,040,630,268	15,995,228	1,505,218	0
4	1,055,859,842	98.4	△ 0.2	1,039,007,888	15,327,973	1,523,981	0

(注) 平成 25 年度の数値を指数としている。

4 水道料金

(1) 水道料金表

(平成 17 年 1 月 1 日から適用)

呼 び 径	基本料金	従 量 料 金									
		1~5m ³	6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201~1,000m ³	1,001m ³ 以上	
一 般 用	13 mm	860 円	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円
	20 mm	1,170 円									
	25 mm	1,460 円									
	30 mm	3,435 円									
	40 mm	6,865 円									
	50 mm	20,720 円									
	75 mm	45,623 円									
	100 mm	94,568 円									
	150 mm	159,094 円									
	200 mm	349,434 円									
250 mm	480,135 円										
300 mm ~	816,145 円										
公衆浴場用	一般用と同じ(40mm 以上は6,865円)	0 円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 109円							

(注) 水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする(1円未満は端数切捨て)。

(2) 調定額

(単位：円)

総 額	口径別料金適用のもの (一般・公衆)	共同住宅扱い	公衆浴場用
231,054,241,727	228,908,247,055	1,962,683,730	183,310,942

(3) 収納方法別取扱件数

(単位：件、%)

総数(収納単位数)	口座振替扱い		払込み扱い		クレジットカード扱い	
	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比	件 数	構 成 比
5,796,992	2,952,794	50.94	1,569,358	27.07	1,274,840	21.99

(4) 営業所別給水収益収入状況

支所・営業所	調定額	収入額	未収入額	収入率
総額	231,054,241,727 円	221,402,961,986 円	9,651,279,741 円	95.82 %
中央支所	55,933,805,486	53,879,051,720	2,054,753,766	96.33
千代田	19,619,404,151	19,004,554,072	614,850,079	96.87
港	15,599,994,417	15,026,699,006	573,295,411	96.33
豊島	8,184,089,055	7,873,534,789	310,554,266	96.21
文京	12,530,317,863	11,974,263,853	556,054,010	95.56
東部第一支所	31,926,148,638	30,525,687,041	1,400,461,597	95.61
江東	13,862,036,135	13,326,293,149	535,742,986	96.14
墨田	6,276,910,298	5,990,902,702	286,007,596	95.44
江戸川	11,787,202,205	11,208,491,190	578,711,015	95.09
東部第二支所	24,468,185,233	23,301,008,427	1,167,176,806	95.23
荒川	3,997,236,983	3,810,199,690	187,037,293	95.32
足立	12,305,954,542	11,712,849,288	593,105,254	95.18
葛飾	8,164,993,708	7,777,959,449	387,034,259	95.26
西部支所	29,444,553,270	28,186,091,033	1,258,462,237	95.73
杉並	10,056,634,502	9,574,238,108	482,396,394	95.20
新宿	13,242,025,462	12,769,671,799	472,353,663	96.43
中野	6,145,893,306	5,842,181,126	303,712,180	95.06
南部支所	59,211,713,947	56,834,467,467	2,377,246,480	95.99
大田	15,678,872,703	15,041,962,872	636,909,831	95.94
品川	10,032,323,204	9,605,489,849	426,833,355	95.75
世田谷	17,634,710,683	16,897,082,293	737,628,390	95.82
目黒	6,014,719,139	5,746,765,510	267,953,629	95.55
渋谷	9,851,088,218	9,543,166,943	307,921,275	96.87
北部支所	30,069,835,153	28,676,656,298	1,393,178,855	95.37
練馬	12,472,687,337	11,882,614,595	590,072,742	95.27
板橋	10,564,389,707	10,093,682,471	470,707,236	95.54
北	7,032,758,109	6,700,359,232	332,398,877	95.27

(5) 水道料金の変遷

水道事業

年月	需 要 区 分 及 び 料 金				摘 要
明治31年11月24日施行	計 量 給 水		放 任 給 水		1 建坪12坪未満は、放任給水とすることができる。 2 専用栓の支栓は、1本1年3円 3 放任給水の場合、牛馬1頭1年3円、6頭以上は計量給水 4 量水器使用料は、12段階で徴収
	官公署・学校・兵営病院・会社・その他		噴 水		
	1m ³ につき 0.03円	1月100m ³ まで 4.5円 超過1m ³ につき 0.045円	1戸5人まで 1年5円 5人まで増すごとに 2円	6戸まで 1年8円 1戸増すごとに 0.5円	

営業

年月	普通計量給水	特別計量給水	普通専用給水	特別専用給水	共 用	摘 要
明治34年12月28日施行	1月20m ³ まで 0.72円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円	船舶用1m ³ 0.05円 噴水・庭園・水槽 1月50m ³ まで 2.5円 超過1m ³ 0.05円 原動力・一時使用 1m ³ につき 0.1円	1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円	左記の2割増	1戸1年 1.5円 居住6ヶ月未満 1戸5人まで 2.5円 1人増すごとに 0.25円 ただし、営業用は2割増	1 特別専用給水は営業用 2 放任給水の場合 支栓1本 3円 浴槽1個 1円 牛馬1頭 2～3.5円 3 量水器使用料は、12段階で徴収

明治35年12月27日施行	1月10m ³ まで 0.3円 超過料金 同 上	同 上	同 上	同 上	同 上 ただし、営業用又は浴槽あるもの2割増	同 上
---------------	---	-----	-----	-----	---------------------------	-----

年月	普通計量給水	特別計量給水	専 用 給 水	共 用	摘 要
明治40年3月27日施行	1月10m ³ まで 0.3円 超過1m ³ につき 湯屋 0.02円 その他 0.03円	1m ³ につき 水槽に供給するもの 0.05円 その他 0.1円	1戸5人まで 1年5円 1人増すごとに 0.5円	年1戸 1年 1.5円	専用給水の場合 1 支栓1本につき 3円 2 浴槽1個につき 1円 3 牛馬1頭につき 2.5～3.5円 4 量水器使用料は、12段階で徴収

年月	専 用 栓		特 別 栓	共 用		摘 要
	計 量	放 任		計 量	放 任	
大正10年2月23日施行	10m ³ まで 0.7円 超過1m ³ につき 湯屋 0.03円 その他 0.05円	1戸5人まで 0.7円 1人増すごとに 0.07円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.15円	2m ³ まで 0.7円 超過1m ³ につき 汽船・船舶用 0.08円 その他 0.2円	1戸6m ³ まで 0.2円 超過1m ³ につき 0.03円	1戸 0.2円 浴槽1個 0.1円	1 料金は1か月単位 2 共用は3戸以上 3 専用栓、特別栓の計量栓の基本料金は量水器の口径に応じて、19段階に分かれているが、本表は12～13mmの場合 4 量水器使用料は、不徴収

昭和3年6月11日施行	10m ³ まで 0.93円 超過1m ³ につき 湯屋 0.038円 300坪以上の家屋 0.09円 その他 0.07円	1戸5人まで 0.93円 1人増すごとに 0.1円 支栓1本につき 0.4円 支栓なき浴槽 1個0.25円	2m ³ まで 0.93円 超過1m ³ につき 醸造・製造原料用 0.1円 汽缶・船舶用 0.11円 散水・道路・下水道 0.2円 自動車洗浄用 0.3円 原動力・一時使用 0.3円 噴水・庭園用 0.4円	1戸6m ³ まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円 超過1m ³ につき 0.04円	10戸まで 1戸 0.4円 1戸増すごとに 0.2円 浴槽1個につき 0.15円	1 口径に応じ基本料金が13段階となる。 2 昭和7.10.1 自動車洗浄用 1m ³ 0.2円となる 3 昭和12.3.25 共用は、2戸以上となる。
-------------	---	--	--	--	---	--

年月	需 要 区 分 及 び 料 金					摘 要	
昭和18・6・1都条例行	専 用 栓					共 用 栓 1戸6m ³ まで 10戸まで 0.4円 1戸増すごとに 0.2円 超過1m ³ につき 0.05円	1 基本料金の口径別格差は廃止 2 量水器使用料は、不徴収
	放 任 栓	計 量 栓					
	1戸5人まで 1人増すごとに 0.9円 0.1円	普 通 用 8m ³ まで 0.9円 超過1m ³ につき 0.1円	娛 楽 用 8m ³ まで 5円 超過1m ³ につき 0.5円	湯 屋 用 100m ³ まで 4円 超過1m ³ につき 0.04円			

昭和20・11・1都条例行	定 額 栓	計 量 栓		共 用 栓	1 支給水栓1個につき 0.3円 2 その他は従前と同じ
		普 通 用	湯 屋 用	定 額 栓	
建坪15坪 1.5円	20m ³	3.5円	100m ³ 5円	1世帯につき 0.7円	
建坪15坪を超えるもの 2.5円	超過1m ³	0.2円	超過1m ³ 0.05円		
同居1世帯につき 0.7円					

昭和21・2・28都条例行	建坪15坪以下 3.5円	20m ³	8円	100m ³ 20円	1世帯につき 2円	1 支給水栓1個につき 0.6円
建坪15坪を超えるもの 6円	超過1m ³	0.5円	超過1m ³ 0.2円			
同居1世帯につき 2円						

昭和21・12・28都条例行	建坪15坪以下 5円	20m ³	12円	100m ³ 30円	1世帯につき 3円	1 支給水栓1個につき 1円
建坪15坪を超えるもの 9円	超過1m ³	1円	超過1m ³ 0.3円			
同居1世帯につき 3円						

昭和22・6・1都条例行	専 用 栓					共 用 栓	1 支給水栓1個につき 2円 2 量水器使用料は、5段階で2円～85円
	定 額 栓	計 量 栓					
		普 通 用	湯 屋 用				
建坪15坪以下 5人以下 10円 5人超 15円	20m ³	20円	100m ³ 60円	1世帯につき 6円			
建坪15坪を超えるもの 20円	超過1m ³	2円	超過1m ³ 1円				
同居1人につき 2円							

昭和23・1・10月分～都条例適用	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓		1 支給水栓1個につき 4円 2 量水器使用料は、5段階で5円～250円
	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院	会社事務所 営業用その他	湯 屋 用	計 量 栓 1世帯につき	定 額 栓 1世帯につき	
20円	5円	10m ³ 20円 超過1m ³ 2.5円	20m ³ 40円 超過1m ³ 3円	20m ³ 60円 超過1m ³ 4円	100m ³ 150円 超過1m ³ 2円	10m ³ 15円 超過1m ³ 2.5円	12円		

昭和23・6・1都条例行	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓		1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で10円～500円
	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院 会社事務所 工場その他	特殊営業用	湯 屋 用	計 量 栓 1世帯につき	定 額 栓 1世帯につき	
40円	10円	10m ³ 40円 超過1m ³ 5円	20m ³ 80円 超過1m ³ 5円	20m ³ 120円 超過1m ³ 8円	100m ³ 350円 超過1m ³ 4円	8m ³ 30円 超過1m ³ 5円	25円		

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要	
	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓		
昭和23・7・31	人口5人まで	1人増すごとに	一般家庭	官公署 学校病院	会社事務所 営業その他	湯 屋 用	計量栓 1世帯につき	定額栓 1世帯につき	1 支給水栓1個につき 8円 2 量水器使用料は、5段階で 13円～650円
昭和23・8・31	50円	13円	10m ³ 50円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 100円 超過1m ³ 6.5円	20m ³ 160円 超過1m ³ 10円	100m ³ 450円 超過1m ³ 5円	8m ³ 35円 超過1m ³ 6円	30円	

昭和24・5・31	65円	16円	10m ³ 65円 超過1m ³ 8円	20m ³ 130円 超過1m ³ 8円	20m ³ 240円 超過1m ³ 14円	100m ³ 550円 超過1m ³ 6円	8m ³ 45円 超過1m ³ 7円	38円	1 支給水栓1個につき 10円 2 量水器使用料は、従前に同じ
-----------	-----	-----	--	---	--	--	---	-----	------------------------------------

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要	
	定 額 栓		計 量 栓				共 用 栓		
昭和26・12・22	85円	22円	10m ³ 85円 超過1m ³ 11円	10m ³ 100円 超過1m ³ 11円 ただし駐留 軍用は 1m ³ 10円	10m ³ 160円 超過1m ³ 19円	300m ³ 2,370円 超過1m ³ 8円	8m ³ 60円 超過1m ³ 9円	60円 9円	1 支給水栓の料金徴収は 廃止 2 量水器使用料は、5段階で 15円～800円

年 月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要	
	一 般 用		営 業 用		浴 場 用		共 用		
昭和30・12・27	10m ³	120円	10m ³	120円	10m ³	120円	8m ³	80円	昭和29年度当初より全給 水栓が計量化されたので、 この改定で量水器使用料は 廃止
昭和31・1月分	超過1m ³	16円	超過1m ³	28円	超過1m ³	12円	超過1m ³	12円	
昭和36・7・18	8m ³ まで	120円	10m ³	140円	10m ³	140円	8m ³	80円	
昭和36・8月分	10m ³ まで 超過1m ³	140円 20円	超過1m ³	32円	超過1m ³	15円	超過1m ³	15円	

年月	需 要 区 分 及 び 料 金							摘 要
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金					
			第 一 段		第 二 段			
昭和41・1・13	25mm以下	8m ³ まで 120円 10m ³ まで 140円	10m ³ をこえる分 1m ³ につき 20円		50m ³ をこえる分 1m ³ につき 32円		口径別料金体系を採用	
昭和41・2・13	30mm	200円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 32円		50m ³ をこえる分 1m ³ につき 45円			
昭和41・2・13	40mm	400円						
昭和41・2・13	50mm	700円						
昭和41・2・13	75mm	1,500円						
昭和41・2・13	100mm	2,700円	1m ³ につき 40円		1m ³ につき 55円			
昭和41・2・13	150mm	5,000円						
昭和41・2・13	200mm	8,000円						
昭和41・2・13	250mm	11,000円	1m ³ につき 40円		1m ³ につき 65円			
昭和41・2・13	300mm以上	18,000円						
昭和41・2・13	公共浴場用	10m ³ まで 140円	10m ³ をこえる分 1m ³ につき 15円					
昭和41・2・13	共 用	1戸あたり8m ³ まで80円	8m ³ をこえる分 1m ³ につき 15円					

年月	水 量 料 金							摘 要	
	呼 び 径	装置料金	第 一 段				第 二 段		
			第 一 段		第 二 段		第 三 段		
昭和43・11・15	13mm	100円	9m ³ から18m ³ まで 1m ³ につき 20円		19m ³ から30m ³ まで 1m ³ につき 25円		31m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 28円		一般用(25mm以下)・公共 浴場用・共用の水道料金の、 8m ³ 以下は賦課しない。 なお、生活保護世帯及び 母子世帯等については、装 置料金及び10m ³ までの水量 料金を免除
昭和43・11・15	20mm	120円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 35円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 45円		51m ³ 以上 1m ³ につき 45円		
昭和43・11・15	25mm	140円					1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		
昭和43・11・15	30mm	250円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円				
昭和43・11・15	40mm	500円					1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		
昭和43・11・15	50mm	1,000円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円				
昭和43・11・15	75mm	2,000円					1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		
昭和43・11・15	100mm	3,800円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円				
昭和43・11・15	150mm	7,000円					1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		
昭和43・11・15	200mm	12,000円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円				
昭和43・11・15	250mm	17,000円					1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円
昭和43・11・15	300mm以上	28,000円	1m ³ から50m ³ まで 1m ³ につき 40円		51m ³ から100m ³ まで 1m ³ につき 55円				
昭和43・11・15	公共浴場用	110円					9m ³ 以上 1m ³ につき		
昭和43・11・15	共 用	60円	9m ³ 以上 1m ³ につき				15円		

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 50 50 ・ ・ 7 9 ・ 月 16 分 か 都 適 条 例 用	13 mm	300円	0円	1m ³ につき 60円	1m ³ につき 75円	1m ³ につき 90円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	400円		1m ³ につき 90円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円				
	25 mm	500円									
	30 mm	1,200円	1m ³ につき 90円			1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円			
	40 mm	2,400円							1m ³ につき 180円		
	50 mm	8,000円							1m ³ につき 150円		1m ³ につき 180円
	75 mm	17,000円									
	100 mm	35,000円									
	150 mm	60,000円									
	200 mm	130,000円									
250 mm	180,000円										
300 mm以上	300,000円										
	公衆浴場用	300円	0円	1m ³ につき 50円							
	共 用	200円	0円	1m ³ につき 50円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 53 53 ・ ・ 11 12 ・ ・ 1 1 都 適 条 例 用	13 mm	410円	0円	1m ³ につき 80円	1m ³ につき 100円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	550円		1m ³ につき 120円	1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円				
	25 mm	680円									
	30 mm	1,700円	1m ³ につき 120円			1m ³ につき 170円	1m ³ につき 210円	1m ³ につき 250円			
	40 mm	3,400円							1m ³ につき 250円		
	50 mm	11,000円							1m ³ につき 210円		1m ³ につき 250円
	75 mm	24,000円									
	100 mm	50,000円									
	150 mm	85,000円									
	200 mm	180,000円									
250 mm	250,000円										
300 mm以上	420,000円										
	公衆浴場用	410円	0円	1m ³ につき 65円							
	共 用	250円	0円	1m ³ につき 65円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金								摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金								
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000		1,001m ³ 以上	
昭 和 56 56 ・ ・ 10 11 ・ ・ 15 1 都 適 条 例 用	13 mm	610円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 150円	1m ³ につき 180円	1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円	<p>一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 従量料金の10m³以下 は賦課しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m³までの従量 料金を申請により免 除している。</p>	
	20 mm	820円		1m ³ につき 180円	1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円				
	25 mm	1,010円									
	30 mm	2,500円	1m ³ につき 180円			1m ³ につき 250円	1m ³ につき 310円	1m ³ につき 350円			
	40 mm	5,000円							1m ³ につき 350円		
	50 mm	16,500円							1m ³ につき 310円		1m ³ につき 350円
	75 mm	36,000円									
	100 mm	75,000円									
	150 mm	127,000円									
	200 mm	270,000円									
250 mm	370,000円										
300 mm以上	630,000円										
	公衆浴場用	610円	0円	1m ³ につき 95円							
	共 用	370円	0円	1m ³ につき 95円							

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
昭 和 59 年 4 月 2 日 都 条 適 例 用	13 mm	800円	0円	1m ³ につき 120円	1m ³ につき 160円	1m ³ につき 195円	1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円	一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯及び母子世帯等 については、基本料金 及び10m ³ までの従量 料金を申請により免 除している。					
	20 mm	1,070円													
	25 mm	1,320円													
	30 mm	3,000円									1m ³ につき 195円		1m ³ につき 270円	1m ³ につき 335円	1m ³ につき 375円
	40 mm	6,000円													
	50 mm	18,200円											1m ³ につき 335円		1m ³ につき 375円
	75 mm	40,000円													
	100 mm	83,000円													
	150 mm	140,000円													1m ³ につき 375円
	200 mm	300,000円													
250 mm	410,000円														
300 mm以上	700,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,000円	0円					1m ³ につき 95円								
共 用	一戸あたり 470円														

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
平 成 元 年 3 月 30 分 都 条 適 例 用	13 mm	768円	0円	1m ³ につき 115円	1m ³ につき 154円	1m ³ につき 187円	1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円	1 水道料金は、基本 料金と従量料金の合 計に、消費税率を乗 じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用・共用の 1か月当たり10m ³ 以下 の従量料金は徴収 しない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金の 100分の103を乗じ て得た額を申請によ り免除している。					
	20 mm	1,027円													
	25 mm	1,267円													
	30 mm	2,880円									1m ³ につき 187円		1m ³ につき 259円	1m ³ につき 322円	1m ³ につき 360円
	40 mm	5,760円													
	50 mm	17,472円											1m ³ につき 322円		1m ³ につき 360円
	75 mm	38,400円													
	100 mm	79,680円													
	150 mm	134,400円													1m ³ につき 360円
	200 mm	288,000円													
250 mm	393,600円														
300 mm以上	672,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 5,760円	0円					1m ³ につき 91円								
共 用	一戸あたり 451円														

年月	需 要 区 分 及 び 料 金									摘 要					
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金												
			1~10m ³	11~20	21~30	31~100	101~200	201~1,000	1,001m ³ 以上						
平 成 6 年 3 月 30 分 都 条 適 例 用	13 mm	920円	0円	1m ³ につき 130円	1m ³ につき 175円	1m ³ につき 215円	1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円	1 水道料金は、基本料 金と従量料金の合計 に、消費税率を乗じ て得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・ 公衆浴場用の1か月 当たり10m ³ 以下の 従量料金は徴収し ない。 なお、生活保護世 帯、母子世帯等につ いては、基本料金及 び1か月当たり10m ³ までの従量料金の 100分の103(平成 9年6月分からは100 分の105)を乗じて 得た額を申請によ り免除している。 3 水道の使用を月の途 中で開始・中止した ときで月の使用日数 が15日以内の場合、 基本料金は、1か月 分の2分の1の額と する。					
	20 mm	1,230円													
	25 mm	1,520円													
	30 mm	3,420円									1m ³ につき 215円		1m ³ につき 300円	1m ³ につき 375円	1m ³ につき 415円
	40 mm	6,850円													
	50 mm	20,700円											1m ³ につき 375円		1m ³ につき 415円
	75 mm	45,600円													
	100 mm	94,500円													
	150 mm	159,000円													1m ³ につき 415円
	200 mm	342,000円													
250 mm	468,000円														
300 mm以上	798,000円														
公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,850円	0円					1m ³ につき 110円								
共 用															

年月	需 要 区 分 及 び 料 金										摘 要		
	呼 び 径	基本料金	従 量 料 金										
			1～5 m ³	6～10	11～20	21～30	31～50	51～100	101～200	201～1,000	1,001m ³ 以上		
平成 16 17 ・ ・	13 mm	860 円										1 水道料金は、基本料金と従量料金の合計に、消費税率を乗じて得た額となる。 2 一般用(25mm以下)・公衆浴場用の1か月当たり5m ³ 以下の従量料金は徴収しない。 なお、生活保護世帯、母子世帯等については、基本料金及び1か月当たり10m ³ までの従量料金に100分の105(平成26年6月分からは100分の108、令和元年12月分からは100分の110を乗じて得た額を申請により免除している。 3 水道の使用を月の途中で開始・中止したときは、日割り計算により算定した額とする。	
	20 mm	1,170 円	0円	1m ³ につき 22円	1m ³ につき 128円	1m ³ につき 163円	1m ³ につき 202円	1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円		
	25 mm	1,460 円											
	30 mm	3,435 円							1m ³ につき 213円	1m ³ につき 298円	1m ³ につき 372円		1m ³ につき 404円
	40 mm	6,865 円											
10 1 ・ ・	50 mm	20,720 円								1m ³ につき 372円	1m ³ につき 404円		
	75 mm	45,623 円											
14 1 都 適 条 例 用	100 mm	94,568 円											
	150 mm	159,094 円											
	200 mm	349,434 円								1m ³ につき 404円			
	250 mm	480,135 円											
	300 mm以上	816,145 円											
	公衆浴場用	一般に同じ 40mm以上は 6,865円	0円	1m ³ につき 22円							1m ³ につき 109円		

5 下水道料金徴収受託業務（区部）

科 目	調 定 額	収 入 額	未 収 入 額	収 入 率
下 水 道 料 金	156,794,005,796 円	150,390,167,475 円	6,403,838,321 円	95.92 %
そ の 他 雑 収	7,581,772	7,273,428	308,344	95.93
合 計	156,801,587,568	150,397,440,903	6,404,146,665	95.92